

倉吉市いじめ防止基本方針改訂の基本的な考え方

- ①基本方針そのものは骨子的なものとして、市民、現場教職員などが読めるボリューム、平易な表現とする。あわせて、鳥取県教育委員会が作成した「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針（令和８年）」と「鳥取県いじめ対応マニュアルーいじめの重大事態から学ぶー（令和６年）」をセットで活用する。
- ②いじめの防止等の対策を、倉吉市教育振興基本計画基本施策に位置づけ、着実に取り組む。
- ③いじめの定義及びいじめの認知から解消までの組織的な対応、解消基準について、また、いじめの防止等の取組における基本的な考え方を明記する。
- ④いじめの重大事態に係る対応について、対応基準を明記する。
- ⑤推進法では任意設置とされている「いじめ問題対策連絡協議会」を設置することとし、関係機関、団体との連携を図ることを明記する。なお、倉吉市においては、いじめのみならず青少年のあらゆる問題にも対応できるよう「倉吉市青少年問題対策協議会」を設置することとする。
- ⑥上記組織には、児童生徒やその保護者の意向に配慮しながら、専門的な知識・経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることを明記する。
- ⑦学校においては、個々の教職員が抱え込まず組織で対応すること、外部の専門家の参加を求めることなどを明記する。
- ⑧児童生徒の主体的な活動の支援、人権教育、道徳教育等の充実を図ることにより、いじめに直面したとき適切に行動できる児童生徒の育成を目指すことを明記する。

倉吉市いじめ防止基本方針

平成25年12月策定
令和8年9月改訂

倉吉市教育委員会

倉吉市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、いかなる理由があっても絶対に許されない行為です。

本方針は、倉吉市内の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、法及び「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」等を参酌し、国、県、市、学校、家庭、地域社会その他の関係者の連携の下、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものです。

I いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。（法2条1項）

II いじめに対する基本的な認識

- 1 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、将来的にいじめを受けた児童生徒の心に長く、深い傷を残すものとなります。よって、いじめは、いかなる理由があっても絶対に許されない行為です。
- 2 いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる可能性のあるものです。安心して学校生活を送ることができるよう「いじめを生じさせない取組（未然防止）」「いじめに気付く取組（早期発見）」「いじめに適切に対応する取組（初期対応・事案対応）」など、いじめの認知から解消まで、組織的な対応を行うことが重要です。
- 3 いじめに気付く取組（早期発見）においては、いじめを軽視することなく、早い段階から積極的に認知することが大切です。
- 4 いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、児童生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切です。また、周りにいる大人も、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう高い人権意識を持つことが大切です。
- 5 いじめの防止や解決は、周りの大人も「心豊かな安全・安心な社会をつくる」という認識を共有し、学校だけではなく、児童生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場から、その責務を果たし連携して取り組むことが大切です。

Ⅲ いじめの防止等に関する方針等

1 倉吉市における取組

- (1) いじめの防止等のための対策を、倉吉市教育振興基本計画基本施策に位置づけ、着実に取り組むとともに、機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。
- (2) いじめの防止等に関係する市内の機関及び団体の連携を図るために設置する「倉吉市青少年問題対策協議会」の機能を活かすことにより、本市におけるいじめの防止等に向けた取組を推進します。
- (3) 鳥取県教育委員会等関係機関等と連携しながら「いじめを生じさせない取組（未然防止）」「いじめに気付く取組（早期発見）」「いじめに適切に対応する取組（初期対応・事案対応）」を進めていくとともに、学校の取組を支援します。
- (4) 全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育、体験活動等の一層の充実を図ります。（法 15 条 1 項）
- (5) 児童生徒が自主的に行ういじめの防止等に資する活動を支援します。（法 15 条 2 項）
- (6) いじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上を図るため、研修を計画的に実施します。（法 18 条 2 項）
- (7) SNS、インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための対策の一層の推進を図ります。（法 19 条）
- (8) いじめの防止等に関する調査研究、検証を行うとともに、その成果を普及します。
- (9) いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度等について、必要な広報、その他の啓発活動を行います。（法 21 条）
- (10) 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用により、学校に対しての専門的・多角的な支援を推進します。

2 学校における取組

- (1) 児童生徒が、友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全な学校生活を送ることができることがいじめ防止の基本であると考え、魅力ある学校づくりに努めます。
- (2) 各学校においては、「倉吉市立〇〇学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップのもと、学校いじめ対策組織を中核とした一致協力体制を確立し、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図ります。その際は「倉吉市いじめ防止基本方針」「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」等を参酌します。（法 13 条）

- (3) 個々の教職員が抱え込まず、組織で対応できるよう、各学校に設置する「学校いじめ対策組織」等を中心に、学校を挙げていじめの防止等に取り組みます。(法 22 条) また、すべての教職員が、高い人権意識をもって児童生徒の対応に当たることができるよう校内研修を実施するとともに、教職員同士の日常的なつながりや協働体制を向上させます。(法 18 条 2 項)
- (4) 「倉吉市立〇〇学校いじめ防止基本方針」等いじめの防止等に関する方針を、児童生徒、保護者、地域等に周知します。(法 15 条 2 項)
- (5) 児童生徒自らがいじめの問題性に気づき、考え、防止に向けた行動を起こせるような主体的な取組を推進するとともに、いじめに直面したときに、適切な行動ができる児童生徒の育成をめざします。(法 15 条 2 項)
- (6) 全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育、体験活動等の一層の充実を図ります。(法 15 条 1 項)
- (7) いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施します。(法 18 条 2 項)
- (8) SNS、インターネット等を通じ行われるいじめの防止等のため、研修会の実施など、対策の一層の推進を図ります。(法 19 条)
- (9) 学校は、いじめが解消するまで継続的に見守り、支援を行います。
いじめが解消している状態とは、
 - ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・いじめにかかる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していることであり、他の事情も勘案し、慎重に判断します。

3 家庭における取組

- (1) 保護者は、子ども達への教育の第一義的責任を有します。その保護する子どもがいじめを行うことのないよう、児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他養育・指導を行うよう努めるものとします。(法 9 条 1 項)
- (2) 保護者は、国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとします。(法 9 条 2 項)
- (3) 保護者は、子どもの変化に気づき、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努めるものとします。(法 9 条 3 項)

4 関係機関等の取組

児童生徒の健全な成長を願い、そのための取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進します。

5 地域等の取組

児童生徒の健全な成長を願い、地域において子どもたちが利用する様々な施設、機関が学校も含め連携し、いじめの防止等のための取組を推進します。また、学校運営協議会や地域学校協働活動の一体的な推進等により、地域住民の協力を得ながら、地域全体で子どもを見守り育てる体制づくりを推進し、地域全体でいじめ防止に努めるものとします。

Ⅳ いじめへの対処に関する方針等

1 倉吉市における取組

(1) いじめに関する相談を受ける体制を充実させるとともに、相談窓口関係機関での連携を図ります。
(法 16 条 2 項)

(2) 学校におけるいじめ事案に対応するため関係機関が連携して「倉吉市青少年問題対策協議会」を設置し、専門性を発揮することで問題の解決を図ります。なお、連絡協議会を設置するに当たっては専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。

(3) いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命ずることがあります。(法 26 条)

2 学校における取組

(1) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施します。(法 16 条 1 項)

(2) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには速やかにいじめの有無等を確認し、その結果を教育委員会に報告します。(法 23 条 2 項)

(3) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、関係機関、専門的な知識を有する方々の協力を得ながら、いじめに至った要因や背景を分析し、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。(法 23 条 3 項)

(4) いじめを行った児童生徒への指導助言を実施し、いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。(法 23 条 4 項)

(5) いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらないよう配慮します。(法 23 条 5 項)

(6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、援助を要請します。(法 23 条 6 項)

(7) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合があります。(法 25 条)

V 重大事態への対処等

1 倉吉市における取組

(1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等法 28 条に規定する重大事態その他市内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童生徒の重大な事故が発生した場合には、速やかに教育委員会又は学校の下に調査のための組織を設け、調査を行います。(法 28 条 1 項関連)

(2) 学校の設置者が調査主体となる場合は、倉吉市いじめ問題調査委員会を設置し、調査を行います。

重大事態（定義）

・第 1 号議案「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

・第 2 号議案「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

・第 1 号及び第 2 号に共通する事項「また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとする。

(3) 市長は、学校から教育委員会を通じて (1) の重大な事故が発生した旨の報告を受け、必要があると認めるときは「倉吉市いじめ問題検証委員会」を活用し、第三者的な視点から関係者の了解の下に、いじめの原因・実態の検証・解決に取り組みます。

(4) なお、(1) ～ (3) の組織を編成するにあたっては、適切にいじめ問題に対処する観点から、対象児童生徒やその保護者の意向を尊重しながら、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。

(5) 重大事態の調査にあたっては、保護者との共通理解を図りながら進めるよう留意します。

(6) 教育委員会は、調査結果の報告にあたって、対象児童生徒及び保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

(7) (1) の調査結果について市長が再調査を行った際には、その結果を議会に報告します。(法 30 条 3 項)

(8) 重大事態への調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。(法 30 条 5 項)

2 学校における取組

(1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、市との協議を踏まえ、調査委員会を設け、速やかに調査を行います。(法 28 条)

(2) 重大事態が発生した際には、教育委員会を通じ、市長に報告します。(法 30 条 1 項)

Ⅵ 取組の検証等

1 学校は、いじめの防止等に向けた取組について随時検証し、その結果を教育委員会に報告します。

2 市は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、倉吉市教育振興基本計画基本施策に反映させながら、改善に努めます。

Ⅶ その他

1 市は、市立学校におけるいじめ防止基本方針策定状況を確認し、適切に機能しているかを点検します。

2 市は、この「市方針」が学校において十分活かされるよう、いじめの防止等に関する情報や資料を随時提供します。

【参考】

鳥取県いじめの防止等のための基本方針（令和 8 年）鳥取県教育委員会



いじめ防止対策推進法（平成 25 年）文部科学省

